

2023年12月17日(日曜日)

衛生用品表の見直しに関する 第1回WGを開催しました！

「船員法施行規則第53条第1項に掲げる船舶に備え付ける医薬品その他の衛生用品の数量を定める告示」に定める別表(衛生用品表)については、平成17年に大幅な見直しのための改正が行われました。

その後、平成21年に抗インフルエンザウイルス剤の追加等を行って以降、現在に至るまで改正がされていないところ、現状に即した最新の衛生用品表とするため、第1回ワーキンググループ(WG)を開催するなど、見直し等について議論をしています。

○議題

- (1) 衛生用品表に係る制度概要
- (2) 乙種衛生用品表に関するヒアリング
- (3) 検討事項

詳しくはこちら

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000038.html